

令和3年第6回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和3年12月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 6 号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第37号 氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第38号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第39号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第40号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 9 議案第41号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第42号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第43号 指定管理者の指定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	飯 田 健 二	2 番	西 尾 正 剛
3 番	木 下 厚	4 番	清 田 一 敏
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	吉 川 義 雄
7 番	上 田 俊 孝	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	10 番	松 田 達 之
11 番	片 山 裕 治	12 番	米 村 洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 平 山 早 苗 書 記 小 田 尊 之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	濤 岡 美智代
企画財政課長	増 永 光 幸	税 務 課 長	岩 本 博 美
町 民 課 長	尾 村 幸 俊	福 祉 課 長	山 本 昭 義
農業振興課長	増 住 豪 二	農 地 課 長	前 崎 誠
建設下水道課長	星 田 達 也	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	橋 本 智 明	学校教育課長	西 田 美 子
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さんおはようございます。

ただいまから、令和3年第6回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、木下厚君。4番、清田一敏君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月14日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって会期は本日から12月14日までの7日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価等の報告書が提出されていますので報告します。

次に例月現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に八代広域行政事務組合議会令和3年9月臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なおこれらの報告書、及び会議録は議会事務局に保管してありますのでご自由に閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

日程第5 議案第37号 氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第38号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

る条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 39 号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 40 号 令和 3 年度氷川町一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 9 議案第 41 号 令和 3 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 10 議案第 42 号 令和 3 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 11 議案第 43 号 指定管理者の指定について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、承認第 6 号、専決処分の報告及び承認についてから
日程第 11、議案第 43 号、指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

町長の所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、大雪を過ぎまして、日に日に寒さが増しておりますけども、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 3 年第 6 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また日頃より町政運営にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種の進行と自粛生活の徹底により、新規感染者数が減少し、感染の第 5 波が収まりましたが、新たな変異株、オミクロン株の感染者が日本でも確認をされ、予断を許さない状況が継続をいたしております。

そのような中、3 回目のワクチン接種が、医療関係者を皮切りに実施をされておりますが、本町におきましても、今月末から、暫時、実施をしております。今回の接種につきましては、ファイザー社製のワクチンの配分量が少なく、モデルナ製ワクチンを併用していかざるを得ない状況でございます。接種にあたりましては、計画的かつ的確に実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、感染予防対策、住民生活の安定化対策をはじめ、農業者及び商工業者の事業継続支援、大学生の生活支援等の事業を実施するとともに、新たな国の支援策につきましても、実施主体が市町村になるというふうに思っておりますので、その内容を確認をした上で、住民生活の安定と地域経済の活性化に向けた事業を推進をしてまいりたいと考えております。

4 期目の町政運営がスタートとするにあたりまして、所信を述べさせていただきます

ます。まず、政治理念は、安心して暮らせ、幸せを実感できるまちづくりでありまして、特にこの4期目につきましては、命と暮らしを守る、持続可能な氷川町の創生を掲げております。

次に、政治姿勢につきましては、過去3期の基本姿勢と同様でありまして、1つ目は、連携であります。官民一体による協働型社会の推進と、国、県及び八代市をはじめとする他自治体との連携を強化をしております。

2つ目は、再生であります。先人から継承した産業、伝統文化を守り、育むとともに、将来を見据えた適切な再生を図り、次世代へつないでまいります。

3つ目は、創生であります。自治体DXを初め、新たな視点と発想による、誰1人取り残さない社会を創生し、持続可能な町を目指してまいります。

次に、4期目のマニフェストに掲げました五つの約束につきまして、主な内容を述べさせていただきます。

1点目は、魅力と活力のある産業の振興であります。安定した農業経営を行うためには、生産基盤の整備が必要不可欠でありますので、現在、実施をしております、県営湛水防除事業の早期完成と、集落排水路の整備を計画的に推進してまいります。

不知火干拓の再整備につきましては、基礎調査に基づく実施計画の策定と推進体制が構築されましたので、受益者の合意形成を図ってまいります。

農業所得向上に向けた氷川ブランドを確立するために、スマート農業の推進や、GAP、HACCP等の認証制度を導入し、他産地との差別化を図ってまいります。

商工業の活性化に向けたコミュニティービジネスを展開するためには、経営持続化、経営革新、新規創業の支援を継続して実施するとともに、雇用を創出するための企業誘致も積極的に行ってまいります。

2点目は、みんなが安心して暮らせる町の構築であります。新型コロナウイルス感染症の予防対策と支援を徹底して実施をしております。少子化が進行する中、安心して子育てができる環境を整備してまいりたいというふうに考えておりまして、特に、保育料の完全無償化を目指してまいります。

充実した生活のためには、健康でなくてはなりませんので、命を守る健康診断及び疾病予防活動を推進をするとともに、高齢者の皆さまが安心して暮らせる環境整備として、広域連携により、医療、介護、福祉を一貫して提供する、地域包括ケアシステムを構築いたします。

3点目は、次代を担う人材の育成であります。人づくりの原点は教育でありますので、その環境の充実と、特色ある教育活動を実施をしております。

ICTを活用したリモート授業の実践と、小中学校トイレの洋式化率の向上を図ってまいります。

歴史的資産の保存と活用を図ることとし、宮原まちづくり酒屋と、竜北歴史資料館の汎用性に満ちた活用方法を見出してまいります。

学校教育とともに、幼児教育の充実並びにライフスタイルに応じた生涯学習の機会を創出をしております。

4点目は、安全で快適な生活環境の整備であります。道路、河川のインフラ整備は必要不可欠でありますので、道路整備基本計画等を基本としつつ、緊急性及び地区要望等を踏まえ、優先順位を考慮しながら整備を進めてまいります。緊急車両等の通過を考慮し、J R軌道を横断する道路の高架化を模索しております。計画的な土地利用による、住環境整備を図ることとし、民間企業と連携した氷川警察署跡地への住宅建設及び老朽化した町営住宅の有効利用を推進しております。防災、減災を目指して、防災公園の整備と、自主防災組織の育成強化を進めてまいります。

脱炭素社会並びに循環型社会の構築に向けて、ごみ処理、下水道事業、し尿処理の広域化を実現をさせます。

5点目は、住民自治を支える、堅実な行政運営を図っております。自治体D Xデジタルトランスフォーメーションの推進により、情報システムの標準化と、行政手続のオンライン化を図ります。SDG s 誰1人取り残さない社会を実現する行政運営を目指しております。行政運営そのものが、このSDG s のですね、理念にかなったものというふうに思っております、それぞれのセクションで、それぞれの課がしっかりとその業務を推進してまいりたいというふうに思っております。

スクラップアンドビルドの考え方による健全財政の堅持と、行財政改革を敢行しております。昨日のテレビで放送で少しそういったものがありました。いわゆる、創造的破壊という言葉を使ってございました。破壊することから、新しいものが、生まれるという考え方でありました。これまでどおりの従来どおりの考え方を少し視点を変えて、新たな視点で取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

町づくりは人づくりの考えのもと、次代を担う人材の育成と効率的な行政運営を目指した、組織体制の充実を図ります。以上、それぞれの分野で目標を掲げ、その目標達成に向け、愚直に行政運営を遂行し、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市氷川町の創生を目指して、職員とともに全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいる所存でございますので、議員各位をはじめ、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力を、お願い申し上げまして、4期目の所信表明といたします。

引き続き、提案理由の説明を行います。

本定例会に提案をいたしておりますのは、承認1件、条例の一部改正3件、令和3年度一般会計並びに特別会計補正予算3件、その他1件でございます。

承認第6号は、地方自治法の規定により、専決処分した令和3年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について、報告をし、承認を求めるものでございます。

歳入歳出それぞれ8,384万8,000円を増額をし、歳入歳出の総額を72億

2,226万3,000円とするものでございます。

内容は、子育て世帯への臨時特別給付金関連予算であります。

議案第37号及び議案第38号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、氷川町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億6,876万8,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ7億9,103万1,000円とするものでございます。

歳入の主な項目は、国県支出金、寄附金、繰入金及び繰越金で、歳出の主な事項は、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費で、その主な内容は、ふるさと納税事業支援業務委託料及び、基金積立金、障害福祉サービス等、保育施設等給付金補助金及び、農業災害対応緊急支援事業費であります。

議案第41号は、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、特定健診業務委託に関わる債務負担行為の追加であります。

議案第42号は、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、健診業務委託に関わる債務負担行為の追加であります。

議案第43号は、宮原浄化センターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経るものであります。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、所信表明並びに提案理由の説明といたします。

○議長（米村 洋君） これから、承認第6号から順次詳細説明を求めます。

企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） それでは、承認第6号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月26日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めるものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。専決第5号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第5号）です。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,384万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,226万3,000円とするものです。

歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。10款、総務費、5

項、総務管理費、５目、一般管理費の財源組替えは、当初予算に計上分の会計年度任用職員１名が子育て世帯への臨時特別給付事業事務に従事するため、その報酬、共済費の１カ月分の財源として、国の補助金を充当したことによるものです。

１５款、民生費、１０項、児童福祉費、５目、児童福祉総務費、１０節、需用費から、次のページ、８ページの、１８節、負担金補助及び交付金までの、総額８,３８４万８,０００円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援するため、子育て世帯への臨時特別給付金として１２月中に対象児童１人当たり５万円を支給するもので、財源を全額国の補助金とするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。６ページをご覧ください。６５款、国庫支出金、１０項、国庫補助金、１０目、民生費国庫補助金、１０節、児童福祉費補助金８,４００万円は、子育て世帯への臨時特別給付事業の財源とするものです。

以上が専決第５号、令和３年度氷川町一般会計補正予算（第５号）の内容です。緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第６号について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。

○総務課長（濤岡美智代さん） 議案第３７号、氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を、改正に伴い、引用する条項のずれなどを改めるため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表をご覧ください。第２５条の３第２項中の総務大臣を、内閣総理大臣に、第１９条第７号を、第１９条第８号に、同条第８号を同条第９号に改めるものです。附則で、公布の日から施行し、令和３年９月１日から適用することとしております。

以上で、議案第３７号の説明を終わります。

続きまして、議案第３８号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項のずれを改めるため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

新旧対照表をご覧ください。第１条及び第５条中の第１９条第９号を第１９条第

11号に改めるものです。附則で、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用することとしております。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第39号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしまして、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に施行され、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払い制度及び、受け取り代理制度の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

2枚めくってページ、2分の2の新旧対照表をご覧ください。出産育児一時金、第6条の2行目のとおり、出産育児一時金として、出産ごとの支給額を40万4,000円から40万8,000円に改正いたします。この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。なお、町の規則で、加算額を1万6,000円から1万2,000円改正いたしますので、合計額は42万円から変更はありません。

これで、議案第39号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第40号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

令和3年度氷川町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,876万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,103万1,000円とするものです。

5ページをご覧ください。第2表、債務負担行為補正です。上段に、一般健診及びがん検診、集団健診分、業務委託、期間を令和6年度まで、限度額を4,763万7,000円とする追加を1件、下段に、ふるさと納税事業支援業務委託、限度額を2億3,100万円の変更に1件、それぞれ補正計上するものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。13ページをご覧ください。5款、5項、5目議会費の財源組替えは、当初予算で計上していましたが、会議録作成支援システム導入費の財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を充当していましたが、総合交付金の対象外とされたため、新たな財源として、自治体裁量度が高い、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を充当したことによるも

のです。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、企画費、12節、委託料、3,600万円のふるさと納税事業支援業務委託料は、今年度のふるさと納税の目標額を9月定例議会で増額し、1億8,000万円としたところですが、現在、寄附額が既に1億1,000万を超えていることから、昨年度と今年度の寄附状況を比較検討した結果、寄附目標額を6,000万円増額し、2億4,000万円とし、それに伴う業務委託料の不足が見込まれるため、増額するものです。

14ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、85目、ふるさと氷川応援基金、24節積立金6,000万円は、寄附額増額分を基金に積み立て、事業の財源とするものです。

10款、総務費、15項、5目、戸籍住民基本台帳費、10節、需用費から17節までの、合計額33万2,000円は、マイナンバーカード普及促進を図るための、出張申請用の費用で、一般備品では、デジタルカメラ、モバイルプリンターを購入するものです。

15ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、19節、扶助費、障害福祉サービス費等1,600万円は、利用者の増、サービス提供等の報酬額改定により予算の不足が見込まれるため、増額するもので、国2分の1、県4分の1の補助金を財源とするものです。

16ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料185万円は、病児病後児保育事業、利用者の増から、予算の不足が見込まれるため増額するもので、国3分の1、県3分の1の補助金を財源とするものです。

15目、保育所費、18節負担金補助及び交付金、2,618万9,000円は、保育所施設給付費補助金対象施設の三つの施設利用者の増などから、予算の不足が見込まれるため、増額するもので、国2分の1、県およそ4分の1の補助金を財源とするものです。

17ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、10節、需用費から、12節、委託料の、ワクチン個別接種費用委託料、ワクチン接種対応、294万5,000円までは、5歳以上から11歳未満の子どもを対象とした、新型コロナウイルスワクチン、個別接種にかかる費用で、財源の全額を国が負担するものです。

もう1件の委託料の番号制度に係る健康管理システム改修業務委託料376万2,000円は、健診情報とマイナンバー制度の連携に係るシステム改修費用です。

18ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の氷川町農業元気づくり支援事業補助金200万円は、施設園芸農家等を対象とした、収穫品質向上用の、農業用水浄化装

置の普及を支援するもので、事業費 30 万円を上限とし、その 3 分の 1 以内を補助するものです。

令和 3 年度、災害対応緊急支援事業補助金 632 万円は、3 年度中の大雨長雨等の影響から発生した病害虫により被災した、ネギ、トマトなどの追加的な防除、害虫対策にかかる薬剤購入費に対し、補助対象経費の 2 分の 1 以内を補助するものです。

19 ページをご覧ください。30 款、5 項、商工費、10 目、商工業振興費、18 節、負担金補助及び交付金の住宅リフォーム等促進事業費補助金 100 万円と、新型コロナウイルス感染症感染予防対策器具購入助成金 456 万円は、制度に関する問合せも多く、予算の不足が見込まれるため、増額するものです。

20 ページをご覧ください。35 款、土木費、5 項、土木管理費、5 目、土木総務費、18 節、負担金補助及び交付金の 560 万円は、空き家バンク促進補助金です。空き家バンクの登録物件の補助申請が見込まれるため増額するものです。

35 款、土木費、10 項、道路橋りょう費、15 目、道路新設改良費、21 節、補償補填及び賠償金 249 万円は、町道島地松本橋線道路改良事業及び町道吉本本山線道路改良事業における、立木補償金です。

21 ページをご覧ください。35 款、土木費、25 項、住宅費、5 目、住宅管理費、10 節、需用費、80 万円の修繕料は、町営住宅の退去による修繕料に不足が見込まれるため増額するものです。

22 ページをご覧ください。45 款、教育費、10 項、小学校費、5 目、学校管理費、10 節、需用費の消耗品費、新型コロナウイルス感染症対策 30 万円は、町内小学校 3 校の感染拡大防止用の消毒用アルコールなどの購入費で、6 月補正予算に計上しました、補助金の増額による追加計上です。

下段、45 款、教育費、15 項、中学校費、5 目、学校管理費、10 節、需用費、10 万円も、小学校費と同様の理由による追加計上です。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。8 ページをご覧ください。65 款、国庫支出金、5 項、国庫負担金、5 目、民生費国庫負担金、5 節、児童福祉費負担金、886 万 5,000 円の保育施設給付負担金は、保育所運営に係る国の負担分で、10 節、障害者支援給付費負担金の同名称の負担金 850 万円は、障害福祉サービス費用に係る 2 分の 1 の国の負担分です。

10 目、衛生費国庫負担金、15 節、保健衛生費負担金 294 万 4,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費用負担金は、5 歳以上から 11 歳未満の子どもを対象とした、新型コロナウイルスワクチン個別接種費用の財源とするものです。

65 款、国庫支出金、10 項、国庫補助金、5 目、総務費国庫補助金、5 節、総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金、1,087 万 7,000 円は、コロナ対策に係る事業者支援分の追加交付で、既に予算計上済みの該当事

業の財源とするものです。

9 ページをご覧ください。70 款、県支出金、5 項、県負担金、5 目、民生費県負担金、10 節、障害者支援給付費負担金、545 万円は、障害福祉サービス費用に係る4分の1の県負担分です。

10 ページをご覧ください。70 款、県支出金、10 項、県補助金、5 目、総務費県補助金、5 節、総務費補助金、247 万1,000 円の減額は、会議録作成支援システムが、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の対象とならなかったため、減額するものです。

10 目、民生費県補助金、10 節、児童福祉費補助金の子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金106 万6,000 円は、保育所運営費である保育施設給付費補助金の財源とするものです。

11 ページをご覧ください。80 款、5 項、寄附金、5 目、5 節、一般寄附金の6,000 万円は、ふるさと納税額の10 月までの実績から、今年度の寄附見込み総額を2 億4,000 万に増額するものです。

85 款、繰入金、10 項、基金繰入金、5 目、5 節、財政調整基金繰入金は、基金から4,752 万円を繰入れ、今回補正予算の財源とするものです。

12 ページをご覧ください。99 款、5 項、町債、15 目、農林水産業債、5 節、公共事業債の820 万円と、10 節、一般補助施設整備等事業債820 万の減額は、県営事業である砂川排水機場湛水防除事業負担金の財源として、交付税措置の高い公共事業債に、組み替えるものです。

24 ページの給与費明細書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

これで、議案第40 号について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第41 号から議案第42 号まで続けて説明させていただきます。

まず議案第41 号、令和3 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）についてご説明いたします。令和3 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96 条第1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 枚めくっていただき、ページ1 をお願いいたします。第1 条、債務負担行為の追加は、第1 表、債務負担行為補正によるものです。

次のページをお願いいたします。第1 表の事項、特定健診集団健診分業務委託、期間、令和6 年度まで、限度額4,326 万円とするものです。本年度中に事務処理を開始する必要があるためでございます。

これで、議案第41 号、令和3 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）について、説明を終わります。

続きまして、議案第42号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和3年度、氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1枚めくってページ1をお願いいたします。第1条、債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によるものです。

次のページ、2をお願いいたします。第1表の事項、後期高齢者健診業務委託、期間、令和6年度まで、限度額、1,489万9,000円とするものです。後期高齢者、75歳以上の健診に係るもので、今年度中に事務処理を開始する必要があるためでございます。

これで、議案第42号、令和3年度、氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第43号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

次のように、指定管理者を指定するものとします。

施設の名称、宮原浄化センター、指定管理者所在地、熊本市東区健軍1丁目38番1号、名称及び代表者、九州テクニカル浄化槽管理センター業務委託共同企業体、九州テクニカルメンテナンス株式会社、代表取締役社長、鯨川太司様です。指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

提案理由としましては、氷川町下水道条例第2条の5の規定に基づき、宮原浄化センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。ここで5分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時54分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。承認第6号について質疑ありませんか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今説明の中で、5万円の現金という説明がありました。昨日も、自治体次第では10万円を支給するとかってというのがニュースでも流れてたんですが、氷川町の場合は5万円で、年明けてクーポンとかっていう作業になると思う

んですけれども、もう専決処分されたっていうことはもう作業に入っていると思うんですが、児童手当の支給者についてはもうそのまま、システム上で、申請をせずにできるみたいなんです、大体、もう作業に入っていると思うんですが、その児童手当もらってない人の申請とか、そういった受付とかもスタートしてるんですかね。もういつ頃を目途にして、この5万円の支給というのを考えておられますか。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 通知につきましては、昨日付で、対象者の方には通知しております。口座振り込み、児童手当の口座振込につきましては、12月27日を予定しているところです。あと、高校生、公務員関係につきましては随時受け付けをしまして、その都度、支払いをするということになっていくというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） クーポンはどういった形になるんですかね。ちょっとそこがよく報道あたりでもよく見えないもんですから教えてください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 今回の分につきましては、先行給付という形で予備費分の5万円現金を早急に支払うという分が来ております。今話しされているクーポンという部分につきましては、補正予算対応分になってくると思いますので、またこれから、いろいろな手続になってくるというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかにありませんか。これで質疑を終わります。次に、議案第37号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（米村 洋君） 次に議案第40号について、まず歳入について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、歳出について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 17ページ、20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目の予

防費の中の委託料、先ほど、番号制度に関する健康管理システム改修業務委託料の説明がありましたが、これは健診結果等、個人番号、いわゆる、マイナンバーとひもづけのシステム構築ということでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） ただいまのご質問でございます。３７６万２，０００円のうちに、２つ委託分がございます。１つは、健診結果等様式の国の標準化整備の事業分が、１３２万円でございます。来年度の４月から開始されるフォーマットの整備についての分でございます。もう１つが、健康情報連携システムということで、２４４万２，０００円、こちらにつきましてはですね、議員話しありましたとおり、マイナンバー制度の関連を持たせるための整備でございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○６番（吉川義雄君） もう少しちょっとお伺いしたいんですが、いわゆる医療機関で、マイナンバーカードを保険証と使えと、そういったシステム等の関連もあるんでしょうか、お聞かせください。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 将来的にそういった運びになるかということでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかにありませんか。吉川義雄君。

○６番（吉川義雄君） もう１点ちょっとお伺いします。説明がなかったかと思うんですが、１７ページ１５款、民生費、１５項、福祉センター費、１０目の竜北福祉センター費の需用費、いわゆる修繕料ですが、福祉センターは、修繕が度々出てくるわけですが、この内容今になって補正で上げなければならなかったということで緊急性があるのかなと思いますが、この内容をお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 竜北福祉センターの修繕費につきましては、文化センター側から入っていきまして左手のほうに研修室があります。その研修室の照明が、今、蛍光灯を取替えても、チカチカが止まりませんので、今回ＬＥＤ化にするという修繕代を計上しているところでございます。以上です。

○６番（吉川義雄君） はいわかりました。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかにありませんか。はい、西尾正剛君。

○２番（西尾正剛君） 説明がありませんでしたので、説明をお願いいたします。１８ページです。委員会の中で、もう少し詳しく聞きたいと思いますが、ここの農業委員会の３６万８，０００円。この機構集積協力金事業費補助金というのは、一体どういった内容なのか。教えてください。

○議長（米村 洋君） 農地課長、前崎誠君。

○農地課長（前崎 誠君） 機構集積協力金事業費補助金につきましては、経営転換協

力金事業費補助となりまして、農地バンクを利用して、土地の貸し借りをされた、リタイアされた3名の方240.5アール。10アールあたりに1万5,000円を交付するもので、合計の36万7,500円ということで計上しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 今回の補助金の内容はよくわかりました。ちょっとですね気になってたのがですね、今年度も予算がですね、耕作放棄地の対策補助金、それと荒廃農地利活用促進補助金、これが、令和2年度も補助金が上がってたのが、結局、今年の3月の実績という形でゼロだったんですよね。ですから、今年度もですね、この二つの補助金は当初予算で同額上げているわけなんです。で、もう、国の補助とかですね受けてからやるということだと思いうんですけれども、もう少し何かこういった、せっかく上げて、PR不足なのかどうかよくわかんないんですけれども、せっかく上げて、予算計上して、3月議会で全額落とすっていうのはちょっと余り好ましくないと思いますから、今の状況をちょっと、言ってもらい、まあこれ、委員会でお尋ねします。議長いいです、すみません。ありがとうございました。

○議長（米村 洋君） いいですか。農地課長じゃあ、委員会でご説明をお願いします。ほかに質疑ありませんか。長尾憲二郎君。

○5番（長尾憲二郎君） 私のちょっとあれですが30款の商工費の中でですね、コロナ対策器具の購入助成金というのが、456万上がっておるんですが、これは19ページです。これの内訳をちょっと教えてほしいんですが、

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 当初器具購入助成金ということで空気清浄機等の購入につきまして、200件の8万円、1件当たり8万円ということで、1,600万の当初、計上していましたところ、8月末現在で申請を受け付けましたが292件、ございまして、購入金額が2,700万ほど、それに対します補助金ということで2,055万ほどが、補助金が必要になるということで今回、組替えをしているところです。以上です。

○5番（長尾憲二郎君） はい、いいです。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に議案41号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第42号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案で第43号について質疑ありませんか。西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） これもう産建の委員会の中で詳しくこの指定管理者については、お伺いしたいと思いますが、ちょっと議長関連して、質問をさせてください。これが、通常4年だったのが、2年になるわけなんですけど、もう3年後には、管理棟とかが全て廃止になると思いますが、そのあとの管理棟とか、沈殿槽とかそういった敷地の分については、課長等はどう、その後、3年以降ですね、どういったことを考えておられるんでしょうか。そういった計画は、もう、立てられておりますか。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 今ご指摘のとおり、今回2年で設定しておりますのは、令和6年度から北部流域のほうに接続を予定しておりますので、この2年間という設定をしております。北部流域への接続が完了した後につきましては、浄化センターの管理棟であったり、そういうほかの施設等についても不要になってくるんでございますが、その解体にかかる費用とかもございまして、その後の活用状況については、今後検討していくものになると思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） 今年、全員協議会の中でですねこの下水道事業経営戦略というのをいただきました。課長、もうこれ前になるんですけれども下水道事業経営戦略というのが、令和元年度に策定されているのが、これ、ネットで検索したんですが、その中では令和4年度に接続するというふうに計画立てられていたんですが、もう、途中で年度途中で接続するということじゃなくして、今星田課長の話では、令和6年度に、春に接続そういった形になったんですかねちょっとあの、今度は委員会の中で現地調査してですね、説明を受けようというふうに思ってるんですけれども、もうしばらく浄化センターのほうに行っていないもんですからそういった仕事ですね県が所管している工事がどこまでやってるかよくわからないもんですからそこはちゃんと見てこようかというふうに思ってるんですけれども、もう、大体いつまでに接続のための工事が終わって、いつをもって、接続するのか、そういった目途は、6年の春とか、そういったことを考えられているんですかね。お尋ねいたします。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 今議員おっしゃるとおり、令和6年度、令和6年の4月の接続を目標に、今県のほうでも、接続のための工事が行われております。令和4年度、4年度中の接続ということだったんですけれども、不明水の問題とかもありましてあとはそこに、北部に接続するための流入量とかで、またしばらく、その辺を解決する必要があるというところで、令和6年度を目標に、その辺の対策を行っているところでございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、承認第6号から議案第43号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号から議案第43号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時10分